

# 職長・安全衛生責任者 教育講習開催案内



労働安全衛生法によれば、事業者は、その事業場が次に掲げる業種（建設業、製造業等）に該当する場合、新たに職務につくことになった職長その他作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く）に対し、一定の教育を行わなければなりません。

この度、(公社) 広島県労働基準協会主催・竹原商工会議所たくみ部会共催で、職長・安全衛生責任者教育講習を竹原市で開催いたします。この機会にぜひ受講させていただきますようご案内します。



## 日時

**1日目** **7.11** **木**  
令和6年 8:50~17:15

**2日目** **7.12** **金**  
令和6年 8:50~17:15

**場所** 竹原商工会議所401会議室

**受講料** ●広島県労働基準協会の会員  
**17,050円** 税込・テキスト代含む

●広島県労働基準協会の非会員  
**19,250円** 税込・テキスト代含む

**登録料** **2,000円** (税込・昼食含む)

## ■受講対象者

- ①事業場が下記に掲げる業種  
①建設業 ②製造業（一部除く） ③電気業 ④ガス業  
⑤自動車整備業 ⑥機械修理業
- ②上記の業種に該当し、新たに職務につくことになった職長その他作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く）

## ■内容

- ①作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。（2.0時間）
- ②労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。（2.5時間）
- ③労働安全衛生法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。（4.0時間）
- ④異常時等における措置に関すること。（1.5時間）
- ⑤その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること。（2.0時間）
- ⑥安全衛生責任者の職務等。（1.0時間）
- ⑦統括安全衛生管理の進め方。（1.0時間）

■申込方法：下記の受講申込書を6月21日までに、竹原商工会議所までFAXにてご連絡ください。  
申し込まれた方に、正式な申込書、受講料、登録料の支払い方法を後日ご連絡いたします。

**7/11(木)・12(金) 職長・安全衛生責任者教育講習 受講申込書**  
竹原商工会議所 中小企業振興課 坂本宛 FAX 0846-22-2038

事業所名		所在地	
担当者名		参加人数	
TEL		FAX	

◆ご記入いただいた情報は、竹原商工会議所からの各種連絡、情報提供の他、参加者名簿の作成、講師への名簿の提出に利用します。